

「埼玉県こども・若者計画（案）」（令和7年度～11年度）に  
対する県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県では、こどもまんなか社会の実現に向けた取組の内容、目標を定めるため、「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2年度～令和6年度）と「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」（令和5年度～令和9年度）を統合した新たな計画の策定を進めています。このたび、令和7年度を初年度とする新たな計画案をとりまとめましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を次のとおり募集します。

記

1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

こども基本法、埼玉県こども・若者基本条例等に基づき、こどもまんなか社会の実現に向けた取組の内容、目標等を明確にするために、「埼玉県こども・若者計画」を策定するものです。

（2）計画の期間

令和7年度～令和11年度

2 募集期間

令和6年11月26日（火）～令和6年12月24日（火）（必着）

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomokeikaku.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県福祉部こども政策課（本庁舎1階）  
平日午前8時30分～午後5時15分

4 こども・若者のみなさんへ

埼玉県では、こども・若者のみなさんが、将来にわたって幸せに生活ができるような社会にするために「埼玉県こども・若者計画」を作っています。計画を作るために、計画の主役であるこども・若者のみなさんの意見を大切にしたいと思っています。

そこで、計画の案を読んで「もっとこうしてほしい」、「こんなこともやってほしい」など、意見を自由に送ってください。みなさんからの意見をひとつひとつしっかりと読んで、計画づくりにいかします。

※分からないことがあれば、おとなの人に聴いてください。

※こども向け資料についても埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomokeikaku.html>

5 意見の提出方法

（1）記載事項

- ア 個人で御提出いただく場合  
住所、氏名、御意見
- イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合  
主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見
- ※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
は必ず記載してください。

## (2) 提出方法

電子メール、郵便、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。  
電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

### ア 電子メールの場合

E-mail a3320-46@pref.saitama.lg.jp

### イ 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県福祉部こども政策課 政策推進担当あて

### ウ ファクシミリの場合

FAX番号 048-830-4784

※ 電子メール、郵便、ファクシミリのいずれの場合も、件名を「埼玉県こども・若者計画（案）」への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 御意見については、「3 資料の入手方法」で御案内している埼玉県のホームページに掲載されている別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

## 6 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた御意見を考慮して、「埼玉県こども・若者計画」（令和7年度～令和11年度）を策定します。
- (2) いただいた御意見の概要とそれに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類の返却はいたしませんので御了承ください。

## 7 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県福祉部こども政策課 政策推進担当

TEL：048-830-3269

FAX：048-830-4784

E-mail：a3320-46@pref.saitama.lg.jp